

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月22日（木）午後1時30分から午後1時52分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員（10人）

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	4番	笠井博美
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員（4人）	高樋地区	11番 河原功
	嵯峨地区	12番 大岩和久
	宮前東地区	13番 池田吉信
	宮前西地区	14番 中野實

4. 欠席委員（1人） 8番 森本允補

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案の上程

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那
河内村農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

書記 池上 美紗子

7. 会議の概要

事務局 本日森本委員から欠席の連絡をいただいています。山本参事、東京出張のため本日欠席です。

ただ今から、平成30年11月総会を開会いたします。

はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本日の出席委員は、9名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長にお願いいたします。

議長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、5番 國原和彦委員、6番 長江操委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の池上美紗子さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第21号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案第21号の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案2件でございます。議案第21号は、地権者から賃借人に直接権利を設定する件が1件、地権者から農地中間管理機構の徳島県農業開発公社に権利を設定する件が1件です。

佐那河内村長より平成30年11月12日付け農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が1件、新規の利用権設定の計画が1件で、面積は、2,299 m²です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[REDACTED]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[REDACTED]さんです。土地の所在地については、[REDACTED]111番1、現況 田、464 m²で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり10,000円です。

始期は平成30年12月1日から終期は平成35年11月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

私が説明します。場所は、国道の音羽川にかかる橋の手前を左に入って[REDACTED]

■さんの家があります。そこから右に行って曲がって左側の田んぼが■
111-1で、再設定ということで、■さんがずっと借りて田んぼをされ
ております。

何かご質問はありますか。

それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権
の設定等をする者の住所、氏名は、■
■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■
■

■さんです。土地の所在地については、■86番1、現況田、1,500m²、
■86番2、現況田、335m²で、利用目的は水稻です。始期は平成
31年2月1日から終期は平成41年1月31日の10年契約です。

耕作されるのは、後でご説明くださいますが、村内の方です。

佐那河内村では以前に1件、農地中間管理機構を利用しての貸借の事例があ
ります。農地中間管理機構とは、農地を貸したい方と借りたい方の仲介をす
るための公的な機関で、徳島県では、公益財団法人徳島県農業開発公社が農
地中間管理機構に指定されています。

貸借の流れは、貸し手については貸付希望農用地の登録申請書を通年で受
付をしており、受け手は農用地借受け申出書を年3回で公募しています。貸
付希望者と借受け希望者との意向が確実と見込まれるならば、農用地利用集
積計画を作成し、農業委員会総会で承諾を得て、利用権を設定し、市町村長
が告示します。その後、農用地利用配分計画書等の必要書類を作成して、農
地中間管理機構に送ります。農地中間管理機構から徳島県へ農用地利用配分
計画の認可申請を提出します。徳島県で審査、縦覧、認可をします。

なお、徳島県での審査、縦覧、認可が約60日弱かかります。そのために、
始期が平成31年2月1日となっています。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。

私の方から説明します。場所は■から下流の方に行った、前に
■さんがハウスでイチゴをやっていた所です。それと残りの所を田んぼに
していました。■さんが出来なくなつたということで中間管理機構と農業
法人が一緒に来て、説明をしましたが、農業法人の方は話がまとまらずに、
地元の■さんが確実にやってくれるということで、決まったようです。中
間管理機構が間に入って、話したのでそれを通じて■さんが借りるようにな
ったようです。

ただいま説明しました。いかがでしょうか。

議長 10年というのは長いけど、間でもし出来なくなつたらどうなりますか。
中間管理機構が一応努力しますか。

- 事務局 利用権と一緒に合意解約で、またその後も中間管理機構を通しての契約です。所有者の方が希望するのであればまた中間管理機構でマッチング作業をします。
- 議長 中間管理機構は10年の契約をしていても、探さないのでですか。
- 事務局 契約はこれで、単発で。
- 10番 手数料はいらないのですか。
- 事務局 手数料はいりません。全部してくれるというか、間に入るというか。中間管理機構を使った場合、県内全域から、村内だったらある程度限られてくるのですが。県内の借り手希望の方とマッチングをしてくれるので、出すだけ出しておいても良いと思います。
- 議長 ■さんに聞いたら、ハウスの下は石がたくさんあるということで、それを除けてからです。ハウスは撤去します。
- 2番 賃料は無料ですか。
- 事務局 賃料は無料です。有料の場合は中間管理機構から借り手の方に支払いとなっています。
- 12番 10年という期間になっていますが、例えば、■さんが出来なくなったら場合は中間管理機構が責任もって人を探してくれるのですか。
- 議長 違うみたいです。
- 事務局 契約の内容が10年ということで、利用権と同じで10年契約してたけどどちらかが出来なくなったら合意解約という形になって終了です。
- 2番 そのあと借り手がつくかどうかはわからないけど、引き続き中間管理機構に預ける事は可能ということですね。
- 事務局 はい。可能です。
- 2番 これは、中間管理機構が努力して■さんをみつけてきたのか、■さんとともにと話が出来ていたのをマッチングしたんですか。
- 議長 話できてからですね。
- 2番 ですよね。佐那河内で中間管理機構を通してというのはなかなか。
- 議長 ■さん、農業法人も話をしていたのですが、来年やってくれるかどうかはつきりしなかったのでそれでは困るということで、■さんにお願いしたようです。■さんが世話をしてくれて。
- 議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。
- 事務局 報告事項はありません。
- 議長 特に報告事項は無いようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願ひいたします。
- (発言なし)
- 議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年11月総会

を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 國原 和彦

佐那河内村農業委員会委員 長江 操